

伝搬障害可能性判定依頼書

提出年月日を記載
願います。

年 月 日

北陸総合通信局長 殿

住所(注1)

建築主の住所（本店又は主たる
事務所の所在地）を記入。

氏名(注2)

団体の場合は、商号又は名称、
代表者の役職及び氏名を記入。
印は不要

次の高層建築物等について、伝搬障害可能性判定を依頼したく、別紙の図面を提出します。

1 建築主住所氏名（注1）	建築主の住所（本店又は主たる事務所の所在地）を記入。氏名は、団体の場合は、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入。
	電話
2 工事の種別	工事の種別を記入。 （記入例：新築、増築、移築、改築、修繕、模様替）
3 敷地の位置（地名・地番）	県から記入願います。住居表示の場合はそのまま記入願います。
4 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高	地表高は、工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置（当該工作物の敷地に接する道路がない場合は、当該工作物が周囲の地面と接する位置）のうち最低のものからの高さを基準とした最高部までの高さを記入願います。 海拔高は、東京湾の平均海面（通称「TP」）を0mとした場合の最高部までの高さを記入願います。
5 高層部分の構造及び主要材料	構造の種別を記入。 （記入例：鉄筋コンクリート構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造 等） 主要材料の種別を記入。 （記入例：鉄骨及びコンクリート 等）
6 工事着手予定年月日	年月日で記入（必須）
7 工事完了予定年月日	年月日で記入（必須）
8 その他参考となる事項(注3、注4)	<ul style="list-style-type: none">・当該高層建築物の用途・将来の増築改築等の計画の有無、ある場合はその内容・クレーンの使用予定、ある場合は最高部の高さ(アームを含む。)・当該建築物につき、以前に伝搬障害可能性判定依頼を行った場合は、その結果通知書の番号と年月日・本件届出に係る担当者及びその連絡先 等

- 注1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の法律の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 3 次の事項を含めて記載すること。
- (1) 当該高層建築物等の用途及び将来における増築等の計画
- (2) 当該工事に係る事項について第六条各号のいずれかに規定する処分を受けている場合は、その旨並びに当該処分の番号及び年月日
- 4 工事請負人住所氏名欄(工事下請人がいる場合は、工事下負人住所氏名欄も含む。)を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。
- (1) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第四号の規定に基づく特定街区の都市計画の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第十二条の五第三項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十九条の二第一項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの

当該依頼書には別紙として以下の図面を添付する必要があります。

- 1 敷地付近見取図(電子データでの提出可)
- (1) 2500分の1の都市計画図は、電子コピー等でコピーしたものでないこと(コピーに際し、拡大・縮小、ひずみが生じる場合があるので原本を提出。)
- (2) 縮尺、方位、目標となる地物等が記載されていること。
- 2 配置図(電子データでの提出可)
- (1) 地平面図に正確な建築物等の平面図が記載されていること。
- (2) 縮尺、方位、敷地内における建築物の位置等が記載されていること。
- (3) 縮尺は100分の1で有ること。
- (4) 日本工業規格A列4番の用紙で提出すること
- 3 高層部分の外形を示す立面図及び平面図(電子データでの提出可)
- (1) 縮尺は50分の1で有ること。
- (2) 縮尺、方位、高さ、幅等が記載されていること。
- (3) 日本工業規格A列4番の用紙で提出すること。
- (4) 東西南北の4面が記載されていること。
- (5) 平面図には、基準点位置が世界測地系の緯度経度又は測量法に規定する平面直角座標系のXY座標値で記載されていること。緯度経度の場合は、123° 45' 67" 89のように、小数点以下第2位まで記載されていること。XY座標の場合は、原点は測量法に規定する1から19までの番号を記載し、座標値は12345mのように整数値まで記載されていること。
- ただし、白地図を添付図面として提出されている場合であって、白地図から建物の位置情報が確認できるのであれば、基準点位置の記載がなくても構わない。
- (6) 建築にあたりクレーンを設置して工事をする場合にあっては、当該クレーンを含め記載されていること。
- 4 建物位置が確認できる図面又は資料(書面のみ提出可)
- (1) 地方公共団体が発行する2500分の1以下の白地図の原本であること。
- (2) 上下、左右辺に世界測地系の緯度経度及び測量法に規定する平面直角座標系のXY座標値が記載されているものであること。
- (3) 高層建築物の外周が赤線で記載されているものであること。

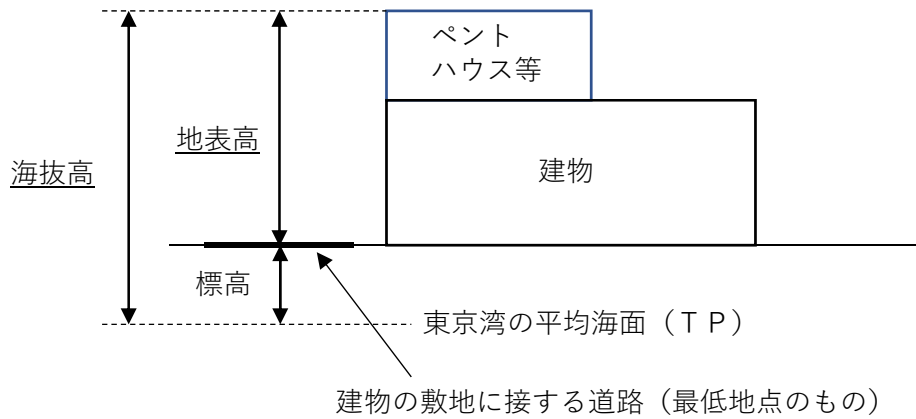
状況により、上記以外の資料の提供を求める場合があります。

1 地表高

建築物等の敷地に接する道路の路面の中心の位置（敷地に接する道路がない場合は、当該建築物等が周囲の地面と接する位置）のうち最低のものからの高さ。

2 海拔高

東京湾の平均海面（通称「TP」）を基準（0 m）とした高さ。



問合せ先 北陸総合通信局 無線通信部 陸上課
電話：076-233-4473
（平日9時から17時（12時から13時を除く。））
管轄区域：富山県、石川県、福井県